

広島県告示第百三十三号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県立総合リハビリテーションセンターの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

指定を受けた者	名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地	指定年月日	管理の期間
	社会福祉法人広島県福祉事業団 理事長 安永 裕司	東広島市西条町田口 二九五番三	令和七年二月二日	令和八年四月一日～ 令和一八年三月二日